

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を次のように改める。

- 4 指定訪問介護事業者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第8条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第6条第4項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準」に改める。

第14条中「（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。））」を「（沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年沖縄県条例第68号）第18条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。））」に改める。

第43条第3項中「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第54条第1項第2号に規定する基

準該当予防サービスをいう。以下同じ。)に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に、「同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準」に改める。

第45条第2項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第43条第3項に規定する第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準」に改める。

第49条第2項中「が指定介護予防訪問入浴介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例)」を「が指定介護予防訪問入浴介護事業者(沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第24号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。))」に改める。

第64条中「心身の機能の維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第65条第4項中「第171条第1項」を「第171条第10項」に、「指定複合型サービス(」を「指定看護小規模多機能型居宅介護(」に、「指定複合型サービスをいう。」を「指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。」に改める。

第80条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第85条に次の1号を加える。

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第86条に次の1項を加える。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、

かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第141条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第99条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第100条第4項中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準」に改める。

第102条第4項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第100条第4項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第100条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準」に、「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第111条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第111条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第102条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第113条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に改める。

第115条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第119条に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第131条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に、「第111条」を「第111条の2」に、「を「療養通所介護従業者」」を「とあるのは「療養通所介護従業者」と、第111条の2第4項中「第102条第4項」とあるのは「第119条第4項」」に改める。

第132条第4項中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第113条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第115条の45第1項第1号口に規定する第一号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「指定介護予防サービス等基準条例第113条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準」に改める。

第134条第4項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第132条第4項に規定する第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第115条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準」に改める。

第135条中「第39条から第41条まで」を「第39条、第41条」に改める。

第136条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加

える。

第140条に次の1号を加える。

- (4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第141条に次の1項を加える。

- 6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第86条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第182条中「指定通所介護事業所若しくは」を「指定通所介護事業所、」に改め、「指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）」の次に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第217条第3項を削る。

第223条を次のように改める。

第223条 削除

第248条中「第222条」の次に「、第224条」を加える。

第258条の見出しを「（適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 福祉用具専門相談員は、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第6条第4項、第8条第2項、第43条第3項及び第45条第2項の規定は、なおその効力を有する。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧条例第100条第4項、第102条第4項、第132条第4項及び第134条第4項の規定は、なおその効力を有する。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、訪問介護、通所介護等に関する基準等を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。